

臨時報告第 10 号様式

大分刑務所 第 3005 号 令和 3 年 11 月 19 日			
矯正局長 殿 福岡矯正管区長			
大分刑務所長			
自殺事故報告			
事故の概況	<p>本年 10 月 15 日 (金) 午前 4 時 38 分頃、大分刑務所 [] において、[] 受刑者 [] (以下「事故者」という。) が、同居室 [] に設置された暖房器具 [] に [] タオル (1 本のタオルの両端を結び、輪状にしたもの) を掛け、同タオルに首を掛けて垂下 ([]) しているところを職員が発見した。</p> <p>同時 4 1 分に 119 番通報し、同時 4 9 分に救急車が到着した後、同 5 時 1 分に事故者が乗車した救急車が出発、同時 5 分に外部病院 ([] 病院) に救急搬送して、同時 16 分外部病院において一時心拍再開 (意識なし) したものの、同時 45 分、同病院医師により死亡が確認され、同日実施された司法検視において、同医師から [] との診断がなされた。</p>		
事故の状況	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 1 発 生 年 月 日 2 発 見 時 刻 3 場 所 4 方 法 5 経 緯 </td> <td style="vertical-align: top;"> 1 令和 3 年 10 月 15 日 (金) 2 午前 4 時 38 分頃 3 [] (単独室) 4 い首 5 経緯は以下のとおりである。 (1) 令和 3 年 10 月 15 日午前 4 時 35 分頃、同室において、同棟勤務職員が、[] を確認したものの、[] ため不審に感じ、事故者に対して何度も名前を呼び掛けたが、何ら反応がなかったことから、同時 36 分頃、処遇部門にその旨を電話報告した。 (2) 同時 38 分、電話報告により駆け付けた夜勤監督及び准看護師が同居室扉を開扉して本人を確認したところ、事故者が居室 [] に設置された暖房器具 [] に同タオルを掛け、同タオルに首を掛けて垂下していたため、直ちに非常ベル通報した。 (3) 同時刻、夜勤監督者が事故者の首に掛けられていたタオルを取り外し、畳の上に寝かせると、自発呼吸が認められなかったことで、直ちに准看護師が救命措置 (心臓マッサージ) を行 </td> </tr> </table>	1 発 生 年 月 日 2 発 見 時 刻 3 場 所 4 方 法 5 経 緯	1 令和 3 年 10 月 15 日 (金) 2 午前 4 時 38 分頃 3 [] (単独室) 4 い首 5 経緯は以下のとおりである。 (1) 令和 3 年 10 月 15 日午前 4 時 35 分頃、同室において、同棟勤務職員が、[] を確認したものの、[] ため不審に感じ、事故者に対して何度も名前を呼び掛けたが、何ら反応がなかったことから、同時 36 分頃、処遇部門にその旨を電話報告した。 (2) 同時 38 分、電話報告により駆け付けた夜勤監督及び准看護師が同居室扉を開扉して本人を確認したところ、事故者が居室 [] に設置された暖房器具 [] に同タオルを掛け、同タオルに首を掛けて垂下していたため、直ちに非常ベル通報した。 (3) 同時刻、夜勤監督者が事故者の首に掛けられていたタオルを取り外し、畳の上に寝かせると、自発呼吸が認められなかったことで、直ちに准看護師が救命措置 (心臓マッサージ) を行
1 発 生 年 月 日 2 発 見 時 刻 3 場 所 4 方 法 5 経 緯	1 令和 3 年 10 月 15 日 (金) 2 午前 4 時 38 分頃 3 [] (単独室) 4 い首 5 経緯は以下のとおりである。 (1) 令和 3 年 10 月 15 日午前 4 時 35 分頃、同室において、同棟勤務職員が、[] を確認したものの、[] ため不審に感じ、事故者に対して何度も名前を呼び掛けたが、何ら反応がなかったことから、同時 36 分頃、処遇部門にその旨を電話報告した。 (2) 同時 38 分、電話報告により駆け付けた夜勤監督及び准看護師が同居室扉を開扉して本人を確認したところ、事故者が居室 [] に設置された暖房器具 [] に同タオルを掛け、同タオルに首を掛けて垂下していたため、直ちに非常ベル通報した。 (3) 同時刻、夜勤監督者が事故者の首に掛けられていたタオルを取り外し、畳の上に寝かせると、自発呼吸が認められなかったことで、直ちに准看護師が救命措置 (心臓マッサージ) を行		

	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>うとともにAEDを使用した。電気ショックは不要との音声アナウンスが流れた。</p> <p>(4) 同時41分、監督当直者である首席矯正処遇官(処遇担当)(以下「処遇首席」という。)の指示により、夜勤者が救急車を要請し、救命措置を継続しながら、事故者をストレッチャーに乗せて[REDACTED]まで搬送した。</p> <p>(5) 同時49分、救急車が到着したため、事故者の救命措置を救急隊員に引継ぎ、同5時1分、事故者を乗車させた救急車が当所を出発し、同5時5分、外部病院([REDACTED]病院)に救急搬送した。</p> <p>(6) 同5時29分頃、処遇首席が大分地方検察庁に自殺事故が発生した旨を通報した。</p> <p>(7) 同時16分、同病院における救命措置により、一時心拍が再開したものの、同4時45分、同病院医師により事故者の死亡が確認された。</p> <p>(8) [REDACTED]</p> <p>(9) 最終生存確認時間 同日午前4時15分頃、[REDACTED]勤務職員看守が、[REDACTED]を確認している。</p> <p>6 [REDACTED]タオル1枚</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9 該当事項なし</p>
<p>事故者</p>	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 刑の起算日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 犯数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本籍</p> <p>13 住所</p> <p>14 特殊被収容者報告の有無</p> <p>15 その他</p>	<p>1 自殺者</p> <p>2 [REDACTED]受刑者</p> <p>3 [REDACTED]</p> <p>4 [REDACTED]</p> <p>5 [REDACTED]</p> <p>6 [REDACTED]</p> <p>7 [REDACTED]</p> <p>8 [REDACTED]</p> <p>9 [REDACTED]</p> <p>10 [REDACTED]</p> <p>11 [REDACTED]</p> <p>12 [REDACTED]</p> <p>13 [REDACTED]</p> <p>14 該当事項なし</p> <p>15 (1) [REDACTED]</p> <p>(2) [REDACTED]</p>

		(3)
職員の状況	<p>1 配置及び勤務状況</p> <p>2 監督方法</p> <p>3 職責処理の状況</p>	<p>1 [redacted]に位置する[redacted]を職員 [redacted]名で巡回視察していた。</p> <p>2 監督当直者、夜勤監督者が適宜巡回により監督していた。</p> <p>3 本件事案に至る原因及び職員の勤務状況を調査したところ、職員に勤務け怠は認められず、職責は科さないこととした。</p>
事態收拾の措置	<p>1 職員の非常招集</p> <p>2 非常配置箇所数、時間及び人員</p> <p>3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況</p> <p>4 警察官署への依頼</p>	<p>1 該当事項なし</p> <p>2 該当事項なし</p> <p>3 該当事項なし</p> <p>4 該当事項なし</p>
事故の原因・動機	<p>1 事故者の動機</p> <p>2 施設側欠陥</p>	<p>1 [redacted]</p> <p>2 該当事項なし</p>
事故者に対する措置	<p>1 懲 罰</p> <p>2 事 件 送 致</p>	<p>1 該当事項なし</p> <p>2 該当事項なし</p>
改善事項	<p>1 改善した事項</p>	<p>1 改善した事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 本事案について、令和3年10月15日付け所長指示第81号「自殺事故の防止について」を発出し、本件事案から学ぶべき自殺事故防止の留意事項及び夜間勤務時の留意事項を定め、不審に思える被収容者を認めた場合の声掛け等の徹底を図るとともに、処遇部門職員を対象に職務研究会を開催し、同指示の遵守及び自殺事故の再発防止を注意喚起した。</p> <p>(2) 令和3年11月12付け処遇首席指示第10</p>

	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>7号「救急救命用具等の適正な管理について」を発出し、緊急に医療を要する事案に備えて当所における救急用具設置箇所の図面を掲示するなどして自殺事故防止に対する職員の意識の高揚及び発生時の迅速な対応に備えた。</p> <p>2 該当事項なし</p>
<p>その他参考事項</p>		<p>1 検察庁への通報 令和3年10月15日(金)午前5時29分頃、処遇首席が大分地方検察庁に死亡通報を行った。</p> <p>2 検視等の状況 (1) 司法検視等 ア 日時 [Redacted] イ 場所 [Redacted] ウ 実施者等 実施者 大分地方検察庁 検察官副検事 [Redacted] 補助者、 大分地方検察庁 検察事務官 [Redacted] 大分地方検察庁 検察事務官 [Redacted] 立会者 同病院医師 [Redacted] エ 結果 死因については、[Redacted]との結果であった。</p> <p>(2) 行政検視 ア 日時 上記(1)アに同じ ✓ イ 場所 上記(1)イに同じ ウ 実施者等 実施者 大分刑務所長 江頭和人 補助者 統括矯正処遇官(第一担当) [Redacted] 主任矯正処遇官(警備担当) [Redacted] 主任矯正処遇官(職員育成担当) [Redacted] 法務事務官看守部長 [Redacted] 法務事務官看守 [Redacted] エ 結果 上記司法検視結果に同じ。</p>

		<p>(3) [Redacted]</p> <p>4 遺族への連絡等</p> <p>(1) [Redacted]</p> <p>(2) [Redacted]</p> <p>5 遺体等の引渡し</p> <p>[Redacted]</p> <p>6 取材の有無</p> <p>本月15日午後6時55分、マスコミ各社に公表し同日中に8社（TOS放送、OBS放送、西日本新聞、読売新聞、大分合同新聞、毎日新聞、朝日新聞、共同通信）から取材があり、さらに同日、インターネット報道2社（日刊スポーツ、D-JAM）において報道がなされるとともに、翌16日付け朝刊において新聞社1社（大分合同新聞）、翌17日付け朝刊において新聞社1社（毎日新聞）に記事が掲載された。</p>
--	--	---